



おひさま病児・病後児保育室のご案内



「おひさま病児・病後児保育室」は、お子さんの病気が回復期又は回復期には至っていないけれど当面症状の急変は認められない状態で、まだ普段通り登園・通学できない場合に、保育士が預かりを行う施設です。

対象児童

市内かかりつけ医の診察により、病児・病後児保育室の利用が可能と診断された保育園やこども園に通う市内在住の1歳～年長児、市内小学校在学の1年生～6年生が利用できます。

定員

1日6名（症状により、定員が少なくなる場合があります。）

利用料金

1日1,000円（利用日の翌月に1月分をまとめて請求しますので、市の指定する金融機関等で納入してください。）

実施場所

田原市田原町築出37-8
（看板が目印です。）

電話番号

23-3513（子育て支援課）

開設時間

午前8時30分～午後5時
（利用者がいる場合のみ開設）

開設日

月曜日～金曜日
（ただし、祝日・
12/29～1/3 休み）

受入れめやす



(1) 感染症の場合

・インフルエンザ	発病後4日目以降（発症当日含む）
・新型コロナウイルス感染症	発病後4日目以降（発症当日含む）
・風しん	医師がうつる心配がないと判断したとき
・水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化したら
・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発病後6日目以降（発症当日含む）
・咽頭結膜熱（プール熱）	発病後4日目以降（発症当日含む）
・百日咳	5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了後
・溶連菌感染症	抗菌薬を飲み始めて24時間以上経過してから
・マイコプラズマ肺炎	医師がうつる心配がないと判断したとき
・ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	医師がうつる心配がないと判断したとき
・RSウイルス感染症	咳がひどくなくなったら
・带状疱疹	発症後

※伝染性紅斑（りんご病）、突発性発しん、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ症は、通常保育で受入可能です。

(2) 受入れできない場合

- ・医師が診察の結果、利用不可と判断した場合
- ・保護者の方が用意した食事が摂取できない場合
- ・頻繁におこる嘔吐の場合
- ・咳のため呼吸困難がある場合

※「利用のしかた」や「必要な持ち物」などは、裏面をご覧ください。

🌸利用のしかた

① 電話予約(原則、利用前日までに)



子育て支援課へ電話予約をしてください。症状や空き状況などを確認します。

① 診察(利用当日までに)



利用したい日までに指定医療機関を受診してください。(無料)

指定医療機関は、二次元コード(田原市ホームページ)からご確認ください。



③ お送り(8:30~)



医師に利用可能と診断されたら、下記の「必要な持ち物」を病児・病後児保育室へ持参し、「医師連絡票兼利用申込書(診療情報提供書)」を提出してお子さんを預けます。

④ お預かり(昼食持参)



保育士が各部屋でお預かりします。昼食や飲み物は、保護者の方でご用意ください。※容態が急変した場合には看護師の指示により対応します。

⑤ お迎え(~午後5時まで)



17時までにお迎えをお願いします。病児・病後児保育室は、1回の利用につき、休日を除いて連続で7日間利用できます。利用料は、1月分をまとめて後日請求します。



予約方法 原則、前日の17:00までに電話予約をお願いします。

子育て支援課 (0531-23-3513) 8:30~17:00(月~金)

※当日の予約となる場合は、予約を8:30~9:00までにお願いします。

利用者がいて、空きがある場合のみ予約を受け付けます。

🌸必要な持ち物

★必要書類

- ①医師連絡票兼利用申込書(診療情報提供書)

◆お薬に関するもの【処方薬がある子のみ】

- ①処方薬
- ②お薬手帳または薬剤情報提供書
- ③与薬依頼書 ※保護者記入

▼保育に関するもの

- ①簡単な昼食、飲み物、おやつ
- ②着替え(楽な服装・下着)3組以上
- ③ハンドタオル3枚
- ④ビニール袋(大、小)各3枚以上
- ⑤使い慣れたおもちゃや本

【以下は、普段使用している子のみ】

- ⑥紙おむつ、使い捨ておしりふき
- ⑦食事用エプロン

🌸利用のお約束

- 施設からの連絡がいつでも取れるように、保護者の連絡先を明らかにしておいてください。
- 予約後にキャンセルする場合は、必ず当日の朝8時30分までに子育て支援課へ電話連絡をしてください。

【お問い合わせ先】 田原市役所 子育て支援課 0531-23-3513